

○秦野市都市公園条例

昭和50年3月25日

条例第9号

改正 昭和51年3月26日条例第13号
昭和52年3月30日条例第5号
昭和55年3月27日条例第12号
昭和56年6月30日条例第17号
昭和57年3月12日条例第7号
昭和59年6月21日条例第16号
昭和60年3月11日条例第13号
昭和60年3月30日条例第16号
昭和61年3月11日条例第7号
昭和62年6月13日条例第15号
昭和62年10月1日条例第18号
昭和63年3月10日条例第6号
昭和63年3月31日条例第10号
平成元年6月6日条例第14号
平成7年3月8日条例第3号
平成7年12月25日条例第25号
平成9年12月4日条例第10号
平成11年12月21日条例第20号
平成12年3月9日条例第2号
平成12年12月18日条例第28号
平成13年3月23日条例第15号
平成14年9月24日条例第14号
平成16年3月25日条例第7号
平成17年3月24日条例第8号
平成17年10月4日条例第20号
平成19年12月14日条例第25号
平成23年12月14日条例第18号
平成24年12月18日条例第28号
平成24年12月18日条例第31号
平成25年11月29日条例第20号
平成27年12月17日条例第26号
平成28年3月24日条例第21号
平成29年6月28日条例第15号
令和3年3月26日条例第14号
令和5年12月19日条例第26号

注 昭和55年3月から改正注記を付した。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 都市公園の設置(第2条—第5条)

第3章 都市公園の管理(第6条—第40条)

第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する技術的基準(第41条)

第5章 雑則(第42条)

第6章 罰則(第43条・第44条)

附則

第1章 総則

(平24条例31・追加)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)第3条第1項、第4条第1項及び第18条並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。第40条において「移動等円滑化促進法」という。)第13条第1項の規定に基づき、本市の都市公園の設置、管理その他の必要な事項について定める。

(平11条例20・平24条例31・全部改正)

第2章 都市公園の設置

(平24条例31・追加)

(設置、区域の変更及び廃止)

第2条 市長は、都市公園を設置するときは、その都市公園の供用を開始するに当たり都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日その他必要と認める事項を公告しなければならない。

2 市長は、前項の都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、その都市公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告しなければならない。

(平7条例3・一部改正、平11条例20・削除)

(一人当たりの都市公園の敷地面積の目標)

第3条 本市の区域内の都市公園の市民一人当たりの敷地面積の目標は、10平方メートルとし、本市の市街地の都市公園の市街地の市民一人当たりの敷地面積の目標は、5平方メートルとする。

2 前項の目標は、緑地保全等の一環として都市公園の整備について本市が策定する行政計画により達成が図られるものとする。

(平24条例31・追加)

(都市公園の配置及び規模)

第4条 市長は、次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれの特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に役立つよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用ができるようにすることを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.1ヘクタールを標準とすること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用ができるようにすることを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用ができるようにすることを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。

(4) 主として本市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用ができるようにすることを目的とする都市公園、主として運動ができるようにすることを目的とする都市公園及び本市の区域を超える広域の利用ができるようにすることを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市長は、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受ができるようにすることを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生息地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞ができるようにすることを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれの設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(平24条例31・追加)

(公園施設の設置基準)

第5条 1の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積の総計のその都市公園の敷地面積に対する法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。次号から第4号までにおいて「政令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合にあっては、その都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合にあっては、その都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合にあっては、その都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合にあっては、その都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(平24条例31・追加)

第3章 都市公園の管理

(平24条例31・追加)

(行為の禁止)

第6条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第1項若しくは第4項、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 公園施設(法第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。)を損壊し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土石を採取し、その他土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣魚類を捕らえ、又は殺傷すること。

- (5) ごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。
- (6) たき火その他危険の発生するおそれのある行為又は他の者の迷惑となるような行為をすること。
- (7) 張り紙をし、又は広告類を掲出若しくは頒布すること。
- (8) 家畜類を放つこと。
- (9) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (10) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (11) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (12) 秦野市カルチャーパーク総合体育館及び秦野市おおね公園温水プールにおいて、理由なくうろつき、又はたむろすること。
- (13) 利用者、入場者その他の公衆に対し、いいがかりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、行為を禁止するものとして市長が公告した行為をすること。
(平7条例3・平7条例25・平11条例20・平17条例8・一部改正、平24条例31・繰下、平27条例26・一部改正)
(行為の制限)

第7条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
 - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、許可を受けなければならないものとして市長が公告した行為をすること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項各号に掲げる行為を許可しない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 他の者による都市公園の利用に支障を及ぼすと認めるとき。
 - (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (5) その他管理上支障があると認めるとき。
- 3 第1項の規定により許可を受けようとする者は、都市公園の名称、行為の目的、行為の期間、行為の場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。
(平7条例3・平7条例25・一部改正、平9条例10・追加・一部改正・繰下・削除、平17条例8・平23条例18・一部改正、平24条例31・繰下)

(利用の禁止又は制限)

第8条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認める場合又は都市公園内での工事のためやむを得ないと認める場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(平7条例25・一部改正、平24条例31・繰下)

(有料公園施設等)

第9条 有料公園施設又は有料公園附属設備(以下「有料公園施設等」という。)は、別表第1のとおりとする。

- 2 有料公園施設等の使用日及び使用時間は、規則で定める。
- 3 有料公園施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設等の使用を許可しない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(昭55条例12・平7条例25・一部改正、平9条例10・追加、平23条例18・一部改正、平24条例31・繰下)

(公園施設の設置等許可申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)
 - イ 設置の目的

- ウ 設置の場所
 - エ 設置の期間
 - オ 公園施設の種類、構造、数量及び規模
 - カ 公園施設の管理方法
 - キ 工事の実施方法
 - ク 工事の着手及び完了の時期
 - ケ 公園施設を設けて営業しようとするときは、その経営の方法及び収支の見込み
 - コ 都市公園の復旧方法
 - サ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 管理の目的
 - ウ 管理の期間
 - エ 管理する公園施設の種類及び数量
 - オ 管理の方法
 - カ 公園施設を管理して営業しようとするときは、その経営の方法及び収支の見込み
 - キ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ すでに受けた許可の年月日及び許可番号
 - ウ 変更事項及び理由
 - エ その他市長の指示する事項
- (昭55条例12・一部改正・追加・繰下、平7条例25・平11条例20・平17条例8・一部改正、平24条例31・繰下)

(都市公園の占用許可申請書の記載事項)

第11条 法第6条第2項の条例で定める事項は、同項の規定による占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 工作物その他の物件又は施設の管理方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他市長の指示する事項

2 法第6条第3項の規定により変更許可の申請書を提出しようとするときは、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) すでに受けた許可の年月日及び許可番号
 - (2) 変更事項及び理由
 - (3) その他市長の指示する事項
- (昭55条例12・平7条例25・平11条例20・一部改正、平24条例31・繰下)

(都市公園の占用許可変更の軽易な変更)

第12条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、その占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占用物件に対する物件の添加で、その占有者が占有の目的に付随して行うもの
- (平7条例25・一部改正、平24条例31・繰下)

(許可条件、連帯保証人等)

第13条 市長は、都市公園の管理上必要があると認めるときは、法又はこの条例の規定による許可の際、条件を付け、又は連帯保証人を立てさせ、若しくは市長が定める保証金を納付させることができる。

(平24条例31・繰下)

(使用料又は占用料の納付)

第14条 第7条第1項、第9条第3項若しくは法第5条第1項の規定により使用の許可を受けた者又は法第6条第1項の規定により占用の許可を受けた者(以下「使用等の許可を受けた者」という。)は、それぞれ使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付しなければならない使用料等の額は、別表第2に定めるとおりとする。

3 第7条第1項第3号に規定する興行の目的若しくは同項第4号に規定する競技会等の目的で同項の使用の許可を受けた場合、有料公園施設を使用するに当たり第9条第3項の使用の許可を受けた場合又は法第7条第6号に規定する競技会等の目的で法第6条第1項の占用の許可を受けた場合で、次の各号に掲げる事項に該当するときの使用料等の額は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 営利を目的とする場合 別表第2に定める使用料等の額の3倍以内の額(秦野市カルチャーパーク総合体育館の使用にあつては、31倍以内の額)

(2) 営利を目的としないが、入場料その他これに類する料金を徴収する場合 別表第2に定める使用料等の額の2倍以内の額

(平7条例25・全部改正、平11条例20・平17条例8・一部改正、平24条例31・一部改正・繰下、平27条例26・一部改正)

(使用料等の徴収方法)

第15条 使用料等は、許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が使用料等の納付の期限について、許可した日後とすることを適当と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、使用又は占有(以下「使用等」という。)の期間が長期にわたるときは、年額又は月額を定め、納期を指定して使用料等を徴収することができる。

(平7条例25・一部改正・追加、平24条例31・繰下)

(使用料等の端数計算等)

第16条 使用料等が年額により定められている場合において、使用等の期間に1年未満の端数が生じたときは、月割計算とする。この場合において、1か月未満の端数が生じたときは、1か月とする。

2 使用料等が月額により定められている場合において、使用等の期間に1か月未満の端数が生じたときは、1か月として計算する。

3 使用料等が日額により定められている場合においては、使用等の日をもって計算する。

4 使用料等が時間により定められている場合において、使用等の時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

5 使用料等が面積により定められている場合において、使用等の面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、1平方メートルとして計算する。

6 占用料が長さにより定められている場合において、占用の長さに1メートル未満の端数が生じたときは、1メートルとして計算する。

(昭55条例12・追加、平7条例25・平11条例20・一部改正、平24条例31・繰下)

(延滞金の徴収)

第17条 市長は、第15条第1項ただし書を適用して使用料等の納期限を設定した場合で、その納期限までに納付しない者があつたときは、その者に対して秦野市債権の管理等に関する条例(平成19年秦野市条例第25号)第10条に定める延滞金の規定により延滞金を徴収する。

(平7条例25・全部改正、平19条例25・一部改正、平24条例31・一部改正・繰下)

(使用料等の不還付)

第18条 市長は、既納の使用料等を還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用等の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により使用等をするができなくなったとき。

(2) 規則で定める期日までに使用等の取消しを届け出たとき。

(3) その他市長が特に認めるとき。

2 前項各号の場合における既納の使用料等は、他の日における使用料等に充当することができる。

(昭55条例12・一部改正、平7条例25・一部改正・削除、平11条例20・一部改正、平24条例31・繰下、平29条例15・一部改正)

(使用料等の減免)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、その使用等が本市における公共の福祉の増進に貢献するものであるときは、使用料等(有料公園附属設備の使用料を除く。)を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は神奈川県が使用等をするとき。

(2) 公益を目的として使用等をするとき。

(3) その他市長が特に認めるとき。

(平7条例25・全部改正、平24条例31・繰下、平29条例15・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第20条 使用等の許可を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは担保にしてはならない。

(昭55条例12・平7条例25・平11条例20・一部改正、平24条例31・繰下)

(監督処分)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは許可条件を変更し、又はその行為若しくは工事を中止すること、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設を改築し、移転し、若しくは除却すること、その工作物その他の物件若しくは施設により生じることとなる損害を予防するため必要な工事をする、都市公園を原状に回復すること、若しくは退去することを命じることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

- (2) 第7条第2項各号の規定のいずれかに該当するに至った者
 - (3) 第9条第4項各号の規定のいずれかに該当するに至った者
 - (4) 第13条の規定により付した許可条件に違反している者
 - (5) 詐欺その他不正の行為により使用等の許可を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用等の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

- (1) 都市公園内での工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は他の者による都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合
(昭55条例12・一部改正、平7条例25・一部改正・削除、平9条例10・追加・繰下、平11条例20・一部改正、平24条例31・一部改正・繰下)

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第22条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
(平17条例8・追加、平24条例31・繰下)

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第23条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他その工作物等について権原を有する者(第26条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を公告すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例8・追加、平24条例31・一部改正・繰下)

(工作物等の価額の評価の方法)

第24条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、その工作物等の使用年数、損耗の程度その他その工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価について専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例8・追加、平24条例31・繰下)

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第25条 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

(平17条例8・追加、平24条例31・繰下)

(工作物等を返還する場合の手続)

第26条 市長は、保管した工作物等(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。)をその工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証明するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例8・追加、平24条例31・繰下)

(届出義務)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事に着手し、及びそれを完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命じられた者が、その命じられた工事を完了したとき。
- (5) 法第27条第1項若しくは第2項又は第21条第1項若しくは第2項の規定により必要な措置を命じられた者が、その命じられた措置を完了したとき。
- (6) 使用等の許可を受けた者が、住所若しくは氏名を変更し、又は相続により(法人にあっては、合併等により)その権利を承継したとき。

(昭55条例12・一部改正、平7条例25・一部改正・削除・追加、平17条例8・一部改正、平24条例31・一部改正・繰下)

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第28条 第6条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び公園予定区域に設けられる施設で公園施設となるべきものに準用する。

(平7条例25・平17条例8・一部改正、平24条例31・一部改正・繰下)

(指定管理者による管理)

第29条 市長は、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1) 公園施設又は公園附属設備(以下「公園施設等」という。)の利用の許可(法第5条第1項並びに第6条第1項及び第3項の許可を除く。)並びに利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受、減免及び還付に関する業務

(2) 都市公園の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

2 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第7条(同条第1項第6号を除く。)、第8条、第9条第3項及び第4項、第15条、第17条、第21条(同条第1項及び第2項の規定による許可の取消し、効力の停止又は許可条件の変更に係る部分に限る。)並びに第43条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料等」とあるのは「利用料金」とする。

3 第1項第1号に定める利用料金の收受を指定管理者に行わせるときは、第14条第2項及び第3項に定める使用料の額の範囲内において、その指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を、その公園施設等の利用料金とし、これをその指定管理者の収入として收受させるものとする。

4 前項の場合において、指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則に定める基準に従い、利用料金の減免及び還付をするものとする。

(平17条例20・全改、平24条例31・一部改正・旧第19条の2繰下)

(指定管理者の管理の期間)

第30条 指定管理者が都市公園の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(その指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の3繰下)

(指定管理者の指定の申請)

第31条 指定管理者として指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書面を添えて、その指定について市長に申請しなければならない。

(1) 都市公園の管理に係る事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書面

2 前項の規定は、前条ただし書の再指定の場合について準用する。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の4繰下)

(指定管理者候補の選定基準及び議会の議決)

第32条 市長は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) その事業計画による都市公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。

(2) その事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者候補を公募により選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和33年秦野市条例第6号)第2条の規定により設置される秦野市指定管理者選定評価委員会(第36条において「委員会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の5繰下、令3条例14・一部改正)

(協定の締結)

第33条 指定管理者は、市長と都市公園の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 管理業務に関する事項

(3) 管理業務の報告に関する事項

(4) 管理費用に関する事項

(5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(6) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(7) 管理業務に係る情報公開に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の6線下)

(事業報告書の作成及び提出)

第34条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第36条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内にその年度のその日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 都市公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公園施設等の利用料金の収入の実績
- (3) 都市公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(平17条例20・追加、平24条例31・一部改正・旧第19条の7線下)

(業務報告の聴取等)

第35条 市長は、都市公園の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の8線下)

(管理に係る意見聴取)

第36条 市長は、都市公園を適正に管理するため、委員会に意見を求めることができる。

(令3条例14・追加)

(指定の取消し等)

第37条 市長は、指定管理者が第35条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき理由によりその指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の9線下、令3条例14・一部改正・線下)

(原状回復義務)

第38条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の10線下、令3条例14・一部改正・線下)

(損害賠償義務)

第39条 指定管理者は、故意又は過失により都市公園の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平17条例20・追加、平24条例31・旧第19条の11線下、令3条例14・線下)

(行政指導)

第40条 市長は、この条例の規定による義務の履行を内容とする命令を発する場合において、必要と認めるときは、あらかじめ、命令を受ける者に対して指導、勧告、助言等の行政指導を行うことができる。

2 前項の規定により行政指導を受けた者は、その行政指導を遵守するように努めなければならない。

(平17条例8・追加、平17条例20・旧第19条の3線下、平24条例31・旧第19条の11線下、令3条例14・線下)

第4章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する技術的基準

(平24条例31・追加)

第41条 移動等円滑化促進法第2条第2号に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設(同法第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。以下同じ。)の設置に関し次に掲げるものの技術的基準は、別表第3のとおりとする。この場合において、第1号から第3号まで、第5号及び第7号の施設を設ける場合にあっては、それらのうち1以上は、回表に規定する技術的基準に適合するものでなければならない。

- (1) 園路及び広場(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第3条第1号に規定する園路及び広場をいう。別表第3において同じ。)
- (2) 屋根付広場
- (3) 休憩所及び管理事務所
- (4) 野外劇場及び野外音楽堂
- (5) 駐車場
- (6) 便所
- (7) 水飲み場及び手洗い場
- (8) 掲示板及び標識

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の規定によらないことができる。

(平24条例31・追加、令3条例14・線下)

第5章 雑則

(平24条例31・追加)

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例31・追加、令3条例14・繰下)

第6章 罰則

(平24条例31・追加)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者については、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第6条、第7条第1項又は第4項(第28条において、これらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に違反した者
 - (2) 第8条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者
 - (3) 第21条第1項の規定による市長の命令に違反した者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料等の徴収を免れた者については、その免れた額の5倍に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料に処する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者に対し過料を科するほか、その法人又は人に対して、前2項に規定する過料を科する。

(平24条例31・追加、令3条例14・繰下)

第44条 都市公園と河川、道路、下水道その他の施設又は工作物(以下「他の工作物」という。)とが相互に効用を兼ねる場合において、法第5条の3の規定により市長に代わって都市公園の管理を行う他の工作物の管理者は、前条の規定の適用については、市長とみなす。

(平24条例31・追加、令3条例14・繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 次に掲げる条例は廃止する。

- (1) 秦野市野球場の設置および管理に関する条例(昭和47年秦野市条例第19号)
- (2) 秦野市陸上競技場の設置および管理に関する条例(昭和48年秦野市条例第7号)
- (3) 秦野市庭球場の設置および管理に関する条例(昭和48年秦野市条例第8号)
- (4) 秦野市水泳プールの設置および管理に関する条例(昭和49年秦野市条例第13号)
- (5) 秦野市バレーボール場の設置および管理に関する条例(昭和49年秦野市条例第14号)

(経過規定)

3 第2項の規定により廃止された旧条例(以下「旧条例」という。)によりなされたこの条例施行後に係る手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

4 この条例施行の際、現に旧条例の規定により許可を受けているこの条例施行後に係る行為に対する使用料については、なお従前の例による。

(議会の議決に付すべき公の施設の廃止および長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

5 議会の議決に付すべき公の施設の廃止および長期かつ独占的利用に関する条例(昭和39年秦野市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を、次のように改める。

- (1) 火葬場 5年
- (2) 老人いこいの家 5年
- (3) 公園 5年
- (4) 図書館 5年
- (5) 公民館 5年
- (6) 児童館 5年
- (7) 福社会館 5年
- (8) 遊園地 5年
- (9) 弓道場 5年

附 則(昭和51年3月26日条例第13号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月30日条例第5号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年3月27日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前において、許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年6月30日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

3 改正前の秦野市都市公園条例の規定により、施行日前に占用の許可を受けているものは、改正後の秦野市都市公園条例の規定による占用の許可を受けたものとみなす。この場合において、改正前の秦野市都市公園条例の規定により、施行日前に既に納付されている施行日以後の期間に係る占用料については、改正後の秦野市都市公園条例の規定による占用料の内金とみなす。

附 則(昭和57年3月12日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正前の秦野市都市公園条例の規定により、施行日以後の使用について、施行日前に使用の許可を受けているものは、改正後の秦野市都市公園条例の規定による使用の許可を受けたものとみなす。この場合において、改正前の秦野市都市公園条例の規定により、施行日前に既に納付されている施行日以後の使用料については、改正後の秦野市都市公園条例の規定による使用料の内金とみなす。

附 則(昭和59年6月21日条例第16号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月11日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の秦野市都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、施行日前に施行日以後の期間に係る使用の許可を受けているものは、この条例による改正後の秦野市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、改正前の条例の規定により、施行日前に既に納付されている施行日以後の期間に係る使用料については、改正後の条例の規定による使用料の内金とみなす。

附 則(昭和60年3月30日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の(中略)秦野市都市公園条例(中略)(以下「改正前の条例」という。)の規定により、施行日前に施行日以後の期間に係る占用の許可を受けているものは、この条例による改正後の(中略)秦野市都市公園条例(中略)(以下「改正後の条例」という。)の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、改正前の条例の規定により、施行日前に既に納付されている施行日以後の期間に係る占用料又は使用料については、改正後の条例の規定による占用料又は使用料の内金とみなす。

附 則(昭和61年3月11日条例第7号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年6月13日条例第15号)

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年10月1日条例第18号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(昭和63年3月10日条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の秦野市都市公園条例別表第2の規定は、施行日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の秦野市道路占用料条例、秦野市都市公園条例又は秦野市下水道条例(以下「条例」という。)の規定により、施行日前に既に納付されている施行日以後の期間に係る占用料又は使用料については、改正後の条例の規定による占用料又は使用料の内金とみなす。

附 則(平成元年6月6日条例第14号)

この条例は、平成元年7月1日から施行し、同日以後の使用に適用する。

附 則(平成7年3月8日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の秦野市道路占用料条例、秦野市都市公園条例又は秦野市下水道条例(以下「条例」という。)の規定により、施行日前に既に納付されている施行日以後の期間に係る占用料又は使用料は、改正後の条例の規定による占用料又は使用料の内金とみなす。

附 則(平成7年12月25日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。
(秦野市立弓道場条例の廃止)
- 2 秦野市立弓道場条例(昭和39年秦野市条例第46号)は、廃止する。

附 則(平成9年12月4日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成11年12月21日条例第20号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月9日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日(中略)から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第15号)

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成14年9月24日条例第14号)

この条例は、平成14年12月16日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第7号)

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月4日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前日に、この条例による改正前の秦野市都市公園条例第19条の2第1項の規定により管理を委託している都市公園については、同条の規定は、平成18年9月1日(同日前にこの条例による改正後の秦野市都市公園条例第19条の5第1項の規定によりその都市公園の指定管理者の指定をした場合にあっては、その指定に係る管理を開始する日の前日)までの間は、なおその効力を有する。

附 則(平成19年12月14日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成23年12月14日条例第18号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成24年12月18日条例第31号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月29日条例第20号)

この条例中秦野市中央運動公園陸上競技場に係る改正規定は平成26年3月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月17日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(秦野市都市公園条例の一部改正)

2 秦野市都市公園条例(昭和50年秦野市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第12号中「総合体育館及びおおね公園温水プール」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館及び秦野市おおね公園温水プール」に改める。

第14条第3項第1号中「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

別表第1の1の表中「秦野市中央運動公園陸上競技場」を「秦野市カルチャーパーク陸上競技場」に、「秦野市中央運動公園水泳プール」を「秦野市カルチャーパーク水泳プール」に、「秦野市中央運動公園野球場」を「秦野市カルチャーパーク野球場」に、「秦野市中央運動公園庭球場」を「秦野市カルチャーパーク庭球場」に、「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

別表第1の2の表中「秦野市中央運動公園野球場屋外照明設備」を「秦野市カルチャーパーク野球場屋外照明設備」に、「秦野市中央運動公園野球場電光掲示板設備」を「秦野市カルチャーパーク野球場電光掲示板設備」に、「秦野市中央運動公園野球場本部室」を「秦野市カルチャーパーク野球場本部室」に、「秦野市中央運動公園野球場シャワー室」を「秦野市カルチャーパーク野球場シャワー室」に、「秦野市中央運動公園庭球場屋外照明設備」を「秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備」に、「秦野市総合体育館屋内照明設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館屋内照明設備」に、「秦野市総合体育館冷房設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館冷房設備」に、「秦野市総合体育館暖房設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館暖房設備」に、「秦野市総合体育館電光得点表示盤」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館電光得点表示盤」に、「秦野市総合体育館放送設備」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館放送設備」に、「秦野市総合体育館可動席」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館可動席」に、「秦野市総合体育館組立てステージ」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館組立てステージ」に改める。

別表第2の2の表中「秦野市中央運動公園陸上競技場」を「秦野市カルチャーパーク陸上競技場」に、「秦野市中央運動公園水泳プール」を「秦野市カルチャーパーク水泳プール」に、「秦野市中央運動公園野球場」を「秦野市カルチャーパーク野球場」に、「秦野市中央運動公園庭球場」を「秦野市カルチャーパーク庭球場」に、「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

別表第2の3の表中「秦野市中央運動公園野球場」を「秦野市カルチャーパーク野球場」に、「秦野市中央運動公園庭球場屋外照明設備」を「秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備」に、「秦野市総合体育館」を「秦野市カルチャーパーク総合体育館」に改める。

附 則(平成28年3月24日条例第21号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月28日条例第15号)

この条例は、平成29年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日以後の使用に係る申請から適用する。ただし、施設の窓口又はインターネット若しくは口頭により使用の仮申請を受け付ける施設にあっては、施行日前に仮申請が行われたもの及び施行日において仮申請のための抽選が行われるものについては、適用しない。

附 則(令和3年3月26日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月19日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第9条関係)

1 有料公園施設

都市公園の名称	有料公園施設の名称
秦野市立中央運動公園	秦野市カルチャーパーク陸上競技場
	秦野市カルチャーパーク水泳プール(／50メートルプール／25メートルプール／S字形プール／円形プール／)
	秦野市カルチャーパーク野球場
	秦野市カルチャーパーク庭球場
	秦野市カルチャーパーク管理棟集会室
	秦野市カルチャーパーク総合体育館
秦野市立立野緑地	秦野市立野緑地庭球場
秦野市立おおね公園	秦野市おおね公園庭球場
	秦野市おおね公園多目的広場
	秦野市おおね公園温水プール

2 有料公園附属設備

都市公園の名称	有料公園附属設備の名称
秦野市立中央運動公園	秦野市カルチャーパーク野球場屋外照明設備
	秦野市カルチャーパーク野球場電光掲示板設備
	秦野市カルチャーパーク野球場本部室
	秦野市カルチャーパーク野球場シャワー室(温水)
	秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備
	秦野市カルチャーパーク総合体育館屋内照明設備
	秦野市カルチャーパーク総合体育館冷房設備
	秦野市カルチャーパーク総合体育館暖房設備
	秦野市カルチャーパーク総合体育館電光得点表示盤
	秦野市カルチャーパーク総合体育館放送設備
	秦野市カルチャーパーク総合体育館可動席
	秦野市カルチャーパーク総合体育館組立てステージ
秦野市立おおね公園	秦野市おおね公園庭球場屋外照明設備
	秦野市おおね公園多目的広場屋外照明設備

(平7条例25・全部改正、平9条例10・一部改正・平12条例2・平13条例15・追加、平14条例14・平24条例31・平25条例20・平27条例26・平29条例15・一部改正)

別表第2(第14条関係)

- 1 第7条第1項各号に掲げる行為をしようとして都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

行為の区分	単位		使用料
物品の販売、募金その他これらに類する行為	使用面積1平方メートル当たり	1日につき	円 300
		半日につき	150
		1時間につき	40
営業を目的として写真を撮影する行為	撮影機1台当たり	1日につき	300
営業を目的として映画を撮影する行為	1日につき		5,090
興行の行為	使用面積1平方メートル当たり	1日につき	30
		半日につき	15
		1時間につき	4
競技会、展示会、集会その他これらに類する行為	使用面積1平方メートル当たり	1日につき	9
		半日につき	4
		1時間につき	1
その他の行為	市長がその都度定める額		

- 2 有料公園施設を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

使用の区分			単位	使用料
秦野市カルチャーパーク陸上競技場	専用(団体)	競技用器具を使用する場合	市内の者	円 7,000
			午前のみにつき	
			午後のみにつき	9,000
		1日につき	14,000	
		市外の者	午前のみにつき	14,000

		競技用器具を使用しない場合	市内の者	午後のみにつき	18,000
				1日につき	28,000
				午前のみにつき	5,000
			市外の者	午後のみにつき	7,000
				1日につき	10,000
				午前のみにつき	10,000
		運動会等で使用し、競技用器具を使用する場合	市内の者	午後のみにつき	14,000
				1日につき	20,000
				午前のみにつき	19,000
			市外の者	午後のみにつき	22,000
				1日につき	38,000
				午前のみにつき	38,000
		運動会等で使用し、競技用器具を使用しない場合	市内の者	午後のみにつき	44,000
				1日につき	76,000
				午前のみにつき	17,000
			市外の者	午後のみにつき	21,000
				1日につき	35,000
				午前のみにつき	34,000
	共用(個人)	市内の者		1回につき	100
		市外の者			200
年間利用			3,000		
秦野市カルチャーパーク水泳プール(50メートルプール/25メートルプール)	共用(個人)	市内の者		1回につき	200
				開設期間中	4,000

／S字形プール ／円形プール ／)		市外の者	1回につき	400円
	専用(団体)	50メートルプールを使用する場合	午前のみにつき	10,000
			午後のみにつき	14,000
			1日につき	20,000
秦野市カルチャーパーク野球場		市内の者	1時間につき	2,000
		市外の者		10,000
秦野市カルチャーパーク庭球場		市内の者	1面、1時間につき	500
		市外の者		3,000
秦野市カルチャーパーク管理棟集会室		市内の者	30分につき	100
		市外の者		200
秦野市カルチャーパーク総合体育館	専用(団体)	メインアリーナ	3分の1面、1時間につき	1,400
			2分の1面、1時間につき	2,200
			3分の2面、1時間につき	2,800
			全面、1時間につき	4,200
		サブアリーナ	2分の1面、1時間につき	700
			全面、1時間につき	1,400
		第1武道場	2分の1面、1時間につき	500
			全面、1時間につき	1,000
	第2武道場	2分の1面、1時間につき	500	
		全面、1時間につき	1,000	
	弓道場	1時間につき	800	
	第1会議室		300	
	第2会議室		200	
	第3会議室		200	
共用(個人)	サブアリーナ、第1武道場、第2武道場、弓道場	1回(2時間以内につき)	200	
	トレーニングルーム		400	
秦野市おおね公園庭球場		市内の者	1面、1時間につき	400
		市外の者		2,000

秦野市おおね公園多目的広場	専用(団体)	市内の者		2分の1面、1時間につき	800		
				全面、1時間につき	1,600		
		市外の者		2分の1面、1時間につき	3,000		
				全面、1時間につき	6,000		
	共用(個人)	市内の者		1回(2時間以内)につき	100		
		市外の者			200		
秦野市おおね公園温水プール	プール	専用(団体)		1時間まで	10,000		
				1時間を超えるとき、1時間につき	8,000		
		共用(個人)	大人		1回につき	600	
			年齢満70歳以上の者	市内の者		平日(7月及び8月を除く。)	400
						土曜日、日曜日及び休日並びに7月及び8月の平日	600
			市外の者			600	
	子ども		200				
	トレーニングルーム	共用(個人)		1回(2時間以内)につき	400		
秦野市立野緑地庭球場	市内の者		1面、1時間につき	500			
	市外の者			2,500			

備考

- 1 大人とは義務教育課程修了後の者(年齢による料金区分がある場合は、その者を除く。)を、子どもとは小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者をいう。
- 2 市内の者とは、本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市に事業所等のある団体をいい、市外の者とは、市内の者以外のものをいう。
- 3 専用とは、1者が独占して使用することをいう。
- 4 共用とは、2者以上の者が共同で使用することをいう。
- 5 休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を、平日とは月曜日から金曜日までの日(休日である場合を除く。)をいう。
- 6 子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク陸上競技場、秦野市カルチャーパーク水泳プール、秦野市カルチャーパーク総合体育館のサブアリーナ、第1武道場、第2武道場若しくは弓道場又は秦野市おおね公園多目的広場を共用で使用するときの使用料は、無料とする。
- 7 小学校就学前の者が秦野市おおね公園温水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、無料とする。
- 8 子ども又は年齢満70歳以上の者が秦野市おおね公園温水プールのプールを共用で使用するときの使用料は、規則で定める期間において、無料とする。
- 9 年齢満70歳以上の者が秦野市カルチャーパーク総合体育館のトレーニングルーム及び秦野市おおね公園温水プールのトレーニングルームを共用で使用するときの使用料は、無料とする。

3 有料公園附属設備を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

使用の区分		単位	使用料	
秦野市カルチャーパーク野球場	屋外照明設備	1時間につき	全点灯の場合 3,800円	
			2分の1点灯の場合 2,800円	
	電光掲示板設備	1時間につき	1,200円	
	本部室	1時間につき	1,000円	
	シャワー室(温水)	1チーム1回につき	300円	
秦野市カルチャーパーク庭球場屋外照明設備		1面、1時間につき	280円	
秦野市おおね公園庭球場屋外照明設備		1面、1時間につき	280円	
秦野市おおね公園多目的広場屋外照明設備		全面、1時間につき	全点灯の場合 3,000円	
			2分の1点灯の場合 1,500円	
		2分の1面、1時間につき	全点灯の場合 1,500円	
			2分の1点灯の場合 800円	
秦野市カルチャーパーク総合体育館	屋内照明設備	メインアリーナ	3分の1面、1時間につき	全点灯の場合 600円
			2分の1面、1時間につき	全点灯の場合 900円
			3分の2面、1時間につき	全点灯の場合 1,200円
			全面、1時間につき	全点灯の場合 2,700円
		サブアリーナ	1時間につき	全点灯の場合 1,200円
				4分の3点灯の場合 900円
				5分の2点灯の場合 600円
	冷房設備	メインアリーナ固定席	1時間につき	2,700円
		サブアリーナ		900円
		第1武道場		500円
		第2武道場		500円
	暖房設備	メインアリーナ固定席	1時間につき	3,000円
		サブアリーナ		1,000円
		第1武道場		600円
		第2武道場		600円
	電光得点表示盤	1回につき	1,000円	
	放送設備	1回につき	2,000円	
	可動席	1組、1回につき	1,000円	
	組立てステージ	1回につき	200円	

備考 第12条第4項の規定にかかわらず、単位1時間未満の場合で、許可を受けた時間が30分未満のときは、30分とし、その時間に対応する使用料の額は、使用料の欄の金額の50パーセントに相当する額とする。

4 公園施設を設け、又は管理して都市公園を使用する許可を受けた者が納付しなければならない使用料

行為の区分	使用料
公園施設を設ける場合	秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例(昭和48年秦野市条例第14号)第4条、第5条又は第6条の規定により計算した額
公園施設を管理する場合	

5 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有する許可を受けた者が納付しなければならない占有料

占有物件	単位	占有料
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設	占有面積1平方メートルにつき1日	9円

工作物	
その他のもの	秦野市道路条例(平成24年秦野市条例第28号)別表第19に定める額とする。

(平7条例25・全部改正、平9条例10・一部改正、平12条例2・追加、平12条例28・一部改正・全部改正、平13条例15・追加、平14条例14・平16条例7・平24条例28・平24条例31・平25条例20・平27条例26・平28条例21・平29条例15・令5条例26・一部改正)

別表第3(第41条関係)

施設	項目	基準
園路及び広場	出入口	<ol style="list-style-type: none"> 幅は、120センチメートル以上とすること。 車止めを設ける場合は、その車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。
	通路	<ol style="list-style-type: none"> 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けたうえで、幅を120センチメートル以上とすることができる。 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、その通路の途中で水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設けることをもって代えることができる。 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。 路面は、滑りにくい仕上げとすること。 両側は、転落を防ぐ構造とすること。 通行上必要があると認めるときは、手すりを設けること。 縁石を設ける場合は、切下げの幅を180センチメートル以上とし、段差を2センチメートル以下とし、及びすりつけ勾配を8パーセント以下とすること。 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。
	階段(その踊場を含む。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> 幅は、120センチメートル以上とすること。 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 手すりの端部の付近には、階段の通じる場所を示す点字をはり付けること。 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等(移動等円滑化促進法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。)の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。
傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものをいう。以下同じ。)	<ol style="list-style-type: none"> 幅は、120センチメートル以上とすること。 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 横断勾配は、設けないこと。 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 高低差が75センチメートルを超える場合は、75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けるこ 	

		<p>と。</p> <p>6 手すりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>7 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>
	転落防止設備	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。
	その他	特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。
屋根付広場	出入口	<p>1 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>2 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
	その他	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
休憩所及び管理事務所	出入口	<p>1 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>2 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>3 戸を設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p>
	カウンター	カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
	その他	車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。
野外劇場及び野外音楽堂	出入口	<p>1 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>2 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>
	出入口と車いす使用者用観覧スペース(車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。以下同じ。)及び便所との間の経路を構成する通路	<p>1 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>2 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>3 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>4 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>5 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>6 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。</p>
	車いす使用者用観覧スペース	<p>1 野外劇場の収容定員が200以下の場合はその収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合はその収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けること。</p> <p>2 幅は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること。</p> <p>3 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>4 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けること。</p>
駐車場		<p>1 駐車場の全駐車台数が200以下の場合はその駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合はその駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p>

	<p>2 車いす使用者用駐車施設の幅は350センチメートル以上とすること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>4 特定公園施設の園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車いす使用者用駐車施設へ通じる通路は、園路又は広場の基準に適合すること。</p>
便所	<p>1 床の表面は滑りにくい仕上げがなされたものとする。</p> <p>2 男子用小便器を設ける場合は、そのうち1以上は、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器とする。</p> <p>3 便所のうち1以上に、次に掲げる基準に適合する誰もが利用することができる構造の便房(以下「みんなのトイレ」という。)を設けること。ただし、小規模な都市公園その他みんなのトイレの設置が困難である場合にあっては、その便所内に簡易型の多機能便房をそれぞれ1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けることをもって代えることができる。</p> <p>(1) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合は、その戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(4) 腰掛便座及び手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(5) 乳幼児用のベッド及びいすを設置するよう努めること。</p> <p>(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(7) 床面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</p> <p>(8) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p> <p>(9) 出入口には、みんなのトイレであることを示す標識を設けること。</p> <p>4 みんなのトイレを設ける便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>ウ みんなのトイレが設けられていることを表示する標識を設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合は、その戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>(2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
水飲み場及び手洗い場	<p>高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p>
掲示板及び標識	<p>1 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものとする。</p> <p>2 表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>3 標識は、その表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。</p> <p>4 公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、園路及び広場の出入口の付近に設置すること。</p>

(平24条例31・追加、令3条例14・一部改正)